

天井裏の怪



正岡 利朗
(高松大学経営学部 教授)

Toshiro
Masaoka

今年も花粉症の春が巡ってきました。私事ですが4月から職場内で別ポストに異動するため、今回の年度末は新旧業務の引き継ぎが目白押しです。それに加え、例年に増して雑用が多く、一方で気分がすぐれず、やる気がちっとも湧かないで困ったものです。今回は天井裏の害獣との戦い?が話題です。

それは、2月上旬の午前4時頃のことでした。別にいつもその時間にすでに目覚めているわけではなく、あくまでもたまたま目覚めたのですが、自分が寝ている部屋の天井裏から異音が聞こえるのです。それは、木材をひっかくようなカリカリという音で、断続的に聞こえます。ふと気になり、その後数日は毎夜この音がしているのを確認したのですが、これって一体なんなのでしょうか?

もしかして、ラップ音のような心霊現象なのでしょうか。しかし、靈のしわざではどうもないらしく、なんらかの生物であろうと思われました。おそらく身は軽い、バタバタとかの足音がしないし。それで、音がするところを下からドンドン叩いてみました。いったん音が止んで静かになりましたが、しばらくするとまた音がするようになりました....。

一体アレはどのような生物なのでしょうか?そこで、「天井裏&生物」で検索をすると、まず、ヒットするのがハクビシンとかアライグマとかの中型の動物です。最近は、都市部でもハクビシンとかが天井裏へ入り込むことが多いそうですが、『高松市鳥獣被害防止計画』によれば、「アライグマによる被害は、平成18年ころから東部地域で初めて確認され、現在は全市域で生息が確認されている。農作物被害だけでなく、家屋への侵入など生活環境被害の情報も多く寄せられている。(中略)ハクビシンによる被害は、アライグマと同様の農作物に発生しており、生息域については、中心部を除きアライグマと重複している」とのこと、高松市も例外ではありません。

しかし、ハクビシンにしてもアライグマにても、ネコ程度の大きさですので、当宅の場合、足音がまったくしないので違うのではないでしょうか。それにさすがにその大きさの生物が入り込む開口部は、外からの目視では当宅には見受けられません(きちんと点検していくば、たくさんあるのかもしれません)。ですので、これは、よりサイズの小さい、ネズミの疑いが大きいようです。

ネズミの歯は成長し続けるため、木材などを囓つて研いで、適切な長さに維持する習性があるそうです。これがカリカリ音なのでしょう。そして、ネズミであるならば、金網などで塞いでいない、床下の換気口の数cm幅のスリットの隙間からでも侵入可能で、その後は壁の隙間から天井裏に達することができるらしいです。ということで、今回はネズミと結論づけた次第です。

さて、それではどのように駆除すべきなのでしょうか。放置しておくと、糞などによる健康被害、さら

には屋内配線を囓られた結果、火災になることもあるそうで、これは大変です。「ネズミ&駆除」で検索をすると、「業者」のHPが山ほどヒットし、主な手段は捕獲器、毒エサ、忌避剤等であり、一部には「超音波ネズミ撃退器」なるものまでありました。しかし、どれもお金がわりとかかったり、クリーンではない気がします。とりあえず、ヤツ(現時点では単独のように思えます)に出て行ってもらえば目的は達せられるわけですが、果たしてその他の手段はないものなのでしょうか。

そこで当方がとりあえず試みたのが、手元にあった「TV-DUMMY01」という装置でした。これは周囲が暗くなると自動的に電源が入り、不連続にアヤシイ光を放つことから、あたかも家人が消灯後の室内でテレビをつけているように見える装置なのですが、当宅の場合、ほぼ出張不在の時しか使わないでの、ふだんの稼働率はまことに低いモノです。そして、「ネズミは夜行性で光を嫌う」との性質から、これを転用してみようと思いついたのです。

天井の点検ハッチをおそるおそる開けて、これを設置して、夜になったら手動で電源スイッチを入れて、一晩中つけっぱなしにしてみました。果たしてこの結果、2日後から、午前4時頃のヤツの活動音はしなくなり、これ以降、今に至るまで、カリカリ音はまったく聞こえません(ただし、それを確認するために、3月に入ても毎晩その時間にうとうとしながらも耳を澄ませているのです...)。

これは、ネズミが光を嫌がって退散したと思っていいのでしょうか?だとしたら「光作戦」、有効であると認定してもよいような。実は、とりあえずと書いたように、TV-DUMMY01の投入は前哨戦に過ぎず、この後、数千円で市販されているLEDセンサーライトとかサーチライトを大々的に試すつもりであったのです。ライト等を使っての方法は、駆除方法としてほとんどヒットしないのですが、それはもしかして、コストがほとんどかかりず、業界が儲からないからなのでは?実はかなり有効なのに、敢えて隠蔽しているのでは?とか、妄想が膨らんでしまいます。別に当方に「ビジネスチャンス」があるわけでもないのですが....。

まあ、とりあえず、当宅は危機をいったん脱しましたので、今後は不定期にTV-DUMMY01の電源を入れて様子を見るとしますが、どなたか、天井裏の害獣に悩まされている方におかれましては、どのぐらいの個体数までとか、ハクビシンとかにも有効なのかなどなど、さまざまな角度からの光作戦の「追試」をぜひお願ひします。それにしても、この度の騒動で、木造住宅のミシッとかパキッとか、「家鳴り(やなり)」と表現されるいろいろな音に実に敏感になってしまいました。後は、当宅の天井裏に、隠された真の怪などないように、もしあっても、それを自分が認識しないことを切に祈る次第です。

中央会だより 1

組合の通常総会前後の事務手続きのポイント

協同組合等では、通常総会終了後2週間以内に決算関係書類（事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・剩余金処分案または損失処理案）を所管行政庁へ提出することが義務づけられています。また、役員改選において1名でも変更が生じた場合は所管行政庁へ役員変更届を提出しなければなりません。

そのほか、役員改選や定款変更等により組合の登記簿記載事項に変更が生じた場合には、法務局への登記手続きが必要になります。なお、代表理事については役員改選ごとに登記の手続きが必要になりますのでご留意ください。

総会後の諸届内容

<所管行政庁へ提出>

■決算関係書類

- (1) 提出部数…1部（毎年）
- (2) 添付書類…①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書
⑤剩余金処分案または損失処理案 ⑥決算書を提出した総会議事録

■役員変更届

- (1) 提出部数…1部（役員に変更があった場合）
- (2) 添付書類…①新旧役員対照表 ②変更の年月日及び理由を記載した書面
③総会議事録（決算関係書類と同時に提出する場合は省略可）
④理事会議事録

■定款変更認可申請書

- (1) 提出部数…2部
- (2) 添付書類…①変更理由書
②変更しようとする箇所を記載した書面（変更条文の新旧対照表）
③定款変更を決議した総会議事録

※「事業」の変更又は「出資1口の金額」を減少する場合は、別途添付書類が必要になりますので、詳しくは本会までお問い合わせ下さい。

<法務局へ提出>

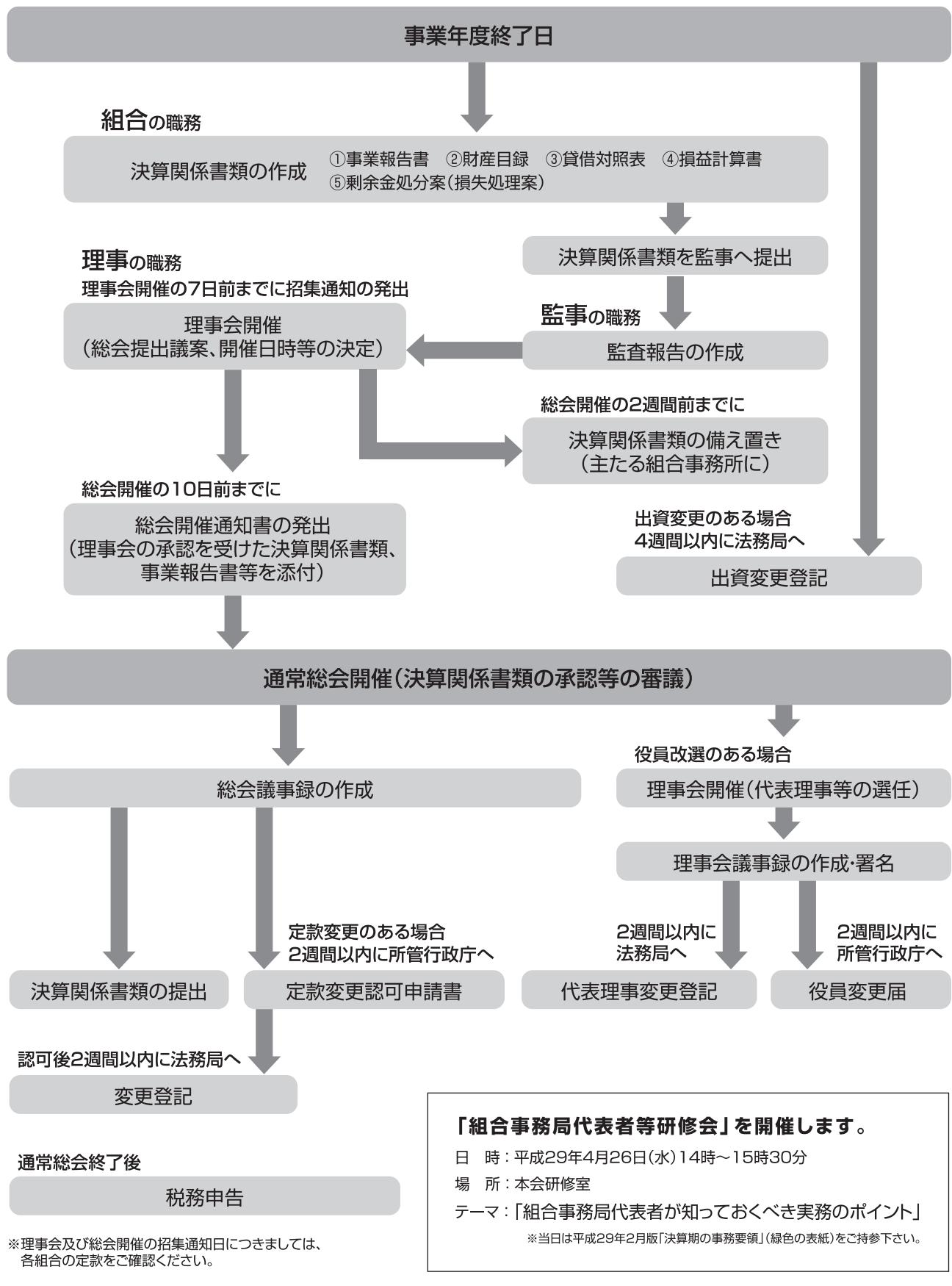
下記の変更を行った場合には、法務局へ登記申請が必要となります。

- ①代表理事の変更（役員改選において同一の人が就任されても登記手続きが必要です。）
- ②出資の総口数及び払込済出資総額の変更 ③事務所の移転 ④名称変更
- ⑤事業の変更 ⑥地区の変更 ⑦公告方法の変更 ⑧出資1口の金額の変更
- ⑨出資払込方法の変更

総会議事録および理事会議事録、監査報告書、模範定款参考例等の書式は
中央会ホームページよりダウンロードできますのでご活用下さい。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

事務手続きフロー図



中央会だより 2

暴力団排除規定は導入されていますか？

現在、すべての都道府県で「暴力団排除条例」が施行されるなど暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきています。

組合では、これまで反社会的勢力との取引を遮断・排除すること等に努められているとは存じますが、定款に規定を導入することで、より一層、反社会的勢力に該当しないことを表明するとともに確約することが可能となります。

以下に定款参考例を記載しますので、定款自治の下、自主的に活動する組合が、社会的な変化を踏まえて、実情に応じた適切な規定を設けるための参考にしていただき、まだ未対応の組合はご検討ください。

＜定款参考例＞ ※下線は主な変更部分

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1)○○品の生産を行う事業者であること
- (2)組合の地区内に事業場を有すること
- (3).....

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- (2)暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3)暴力団員等を不當に利用していると認められる者
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1)長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2)出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3)本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4)本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5)犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6)第8条第2項各号の一に該当する組合員

(役員の定数等)

第25条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1)理事 ○人以上○人以内
- (2)監事 ○人以上○人以内

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

※なお、定款を変更する場合は総会での議決、所管行政庁の認可が必要となります。
ご不明な点は事前に本会までご相談ください。

地方農政局所管組合の都道府県への事務・権限移譲について

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合、協業組合及び商工組合等であって地方農政局の所管に係る事務・権限については、都道府県に移譲することとされました。

この閣議決定を受け、「中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）」及び「中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45号）」について所要の改正が行われ、平成29年4月1日に施行され、これまで地方農政局が所管していた組合等の事務・権限については、各県に移譲されました。

これまで所管行政庁が中国四国農政局（共管含む。）であった組合の皆さまは今後、決算関係書類や役員変更届の提出、定款変更認可申請等は香川県に対して行うようになりますので留意ください。

公正取引委員会事務総局四国支所からのお知らせ

独占禁止法相談ネットワークの御利用をお待ちしております

このようなことでお困りではありませんか？



- どんな情報交換をすると問題なの?
- 注文どおりなのに、取引先から返品された!下請法に違反じゃないの?
- 取引先が消費税の転嫁を拒否している。消費税転嫁対策特別措置法に違反じゃないの?



当所では、このような独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に照らして問題になるのではないかといった相談を受け付けております。内容、御希望により公正取引委員会の窓口を迅速に御紹介します。公正取引委員会では、御相談に応じ、適切な対処、的確な対応をいたします。



お問い合わせ先は

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所

Tel.087-834-1441(独占禁止法)

Tel.087-834-5760(下請法、消費税転嫁対策特別措置法)

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の通称です。

取引先の突然の倒産!まさかのときの資金調達先は準備していますか?

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)

当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

経営セーフティ共済 検索



掛金は
捐金もしくは
必要経費に
算入できます

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。

現役引退後の安心した生活設計が図れます。

●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

小規模企業共済 検索

検索



掛金は
全額所得
控除

生鮮品の価格高騰が続く中、人手不足で 人件費が増加しており、経営コストは増大している

2017年2月

業種	業種アイコン	業界動向	
		製造業	非製造業
製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> 出荷高は、前年同月比89.3%であった。平成29年度は、海苔の原料価格が上昇の見込みである。中国輸入昆布は、減量と価格上昇が見込まれる。(調理食品) 鶏肉の原料価格が高騰している。国産鶏ムネ肉の加重平均は、昨年同時期対比114%・モモ肉は108%と非常に高騰している。また、ブラジル産のモモ肉においては、140~150%と急激に高騰しており、非常に厳しい状況にある。(冷凍食品) 平成29年2月の組合員の業況は、前年同月比で売上高は2割程度減少して、悪化の模様と推察される。平成29年2月の当組合の生揚出荷数量は、対前年比で相当に落ち込んでいる。平成28年4月~平成29年2月の売上を前年同期と比較してみると93.9%に下落しており、依然として消費動向は縮小傾向にある。(醤油) 	
	繊維・同製品	<ul style="list-style-type: none"> 2月の寒波により店頭での販売はバーゲンではあるが、数量は出た模様である。ただし、子ども用ニット手袋は少子化もあり厳しい状況が続いている。スポーツ用手袋(ゴルフ・野球)は寒さの影響もあり消費は停滞している。春・夏用UV手袋の受注期になったが、他業種の参入や百円均一ショップ、ホームセンター等の廉価商品の影響もあり、受注、販売とも減少傾向にある。(手袋) 	
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> 製材、プレカット、市場とも前年比と変わらない。製材、市場は、全体ではやや上向きである。プレカットは、やや弱含みである。(製材) 住宅着工戸数は、回復傾向であるが、地域の大工、工務店の仕事は減少し、リフォーム改築に期待している状況である。(木材) 	
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> またまた印刷用紙の値上げが取りざたされている。組合においては、断固反対の姿勢で対処を印刷組合の四国地区協議会で話し合った。今後の動静に注意が必要かと思われる。(印刷) 	
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> 年度需要見込みは、前年度並か若干減と思われる。需要の下方修正に変わりなく、市況の改善が今後の課題である。(生コンクリート) 1月に少し動きがあったので、今年は昨年より好転するかと期待したが、2月は悪化に戻ってしまった。年度末が近くなり組合員の脱退の申出も出てきた。(石材加工) 	
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> 外需は益々厳しくなり、内需で期待するところは、オリンピック、復興需要といったところである。原油、原材料は、落ち着いているものの、売上高の確保が当面の課題である。(鍍金) 	
	一般機器	<ul style="list-style-type: none"> プラント機器、廃水、汚濁処理設備製造の工場は、一部大手ゼネコン向けインフラ整備工事が続いているものの、一時の円高から海外向けや一般企業向けの需要に一服感が見受けられ仕事を減らしている。建設機械等の輸出企業は、世界的な資源安から海外の景気低迷により前年同期の繁忙期から一時的に業務量が減少したが、内需が自動車や建設を中心に好調で、東京五輪関連の受注も出ており正常な生産量に回復している。地場中小の機械加工、部品組立工場は、前年に比べ一時的に減少が見られたが通常の生産量に回帰しつつある。造船関連工業のうち、舶用エンジン製造、エンジン部品加工、液化石油ガス用高圧タンク製造は、2017年度までの受注量は確保されている。ただ、中国をはじめアジア新興国の景気減速による海上荷動きの減少、船腹過剰等により、新規の造船建造量は大幅な落ち込みで2018年に向け新規受注の獲得が急務となっている。反面、中小、零細規模の鉄工事業所は、雇用に関し技能労働者を中心に人手不足が生じており、新規採用も難しいため引き続き有期契約社員の雇用を進めている。(一般産業用機械・装置) 	
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> スポットで人員が増加しています。仕事が一段落したら落ち着いてくると思います。(造船) 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 全体として受注状況は低調気味である。ただ、オリンピック、パラリンピックに向けての動きが今年からありそうだ。(団扇) 2月の業況は、前半に小売部門が少し上昇しましたが、後半は低下してきました。他の組合員も同じ状況です。防衛省の布団は完納しました。売上が落ちているので来月も心配しています。(綿寝具) 	

2月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-33.4ポイントで前月調査の-22.9ポイントから10.5ポイントの悪化となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-27.1ポイントで前月調査の-31.2ポイントから4.1ポイントの改善となった。収益DI値は-27.1ポイントで前月調査と同様の結果となった。生鮮品の価格高騰が続く中、人手不足で人件費が増加しており、経営コストは増大している。プレミアム・フライデーも商店街での効果は限定的であった。中小企業の先行き不透明感は増大している。

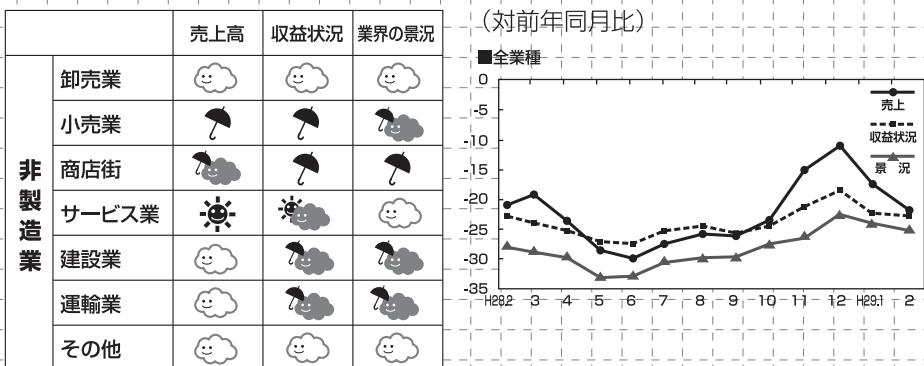
非製造業	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●ここ数ヶ月は通行量がある程度増えているにもかかわらず、売上に反映されない状況が続いているが、2月は人気を集めると店舗が更に売上を伸ばしたり、これまで全滅であった飲食においてぎわいを見せる店舗が次々と出てきた好調に推移した。年末から株高傾向は底堅さと共に米国経済の成長を背景に今後も上値を伺う状況であり、今夏までには消費マインドも上昇すると期待している。今夏以降はEU各国の政局が不安定化したり、米国経済の後退が懸念されることから日本の経済や消費も水を差される可能性がある。何とかプレミアムフライデーや他の政策を打ち出し消費を喚起して欲しい。プレミアムフライデーは始まったばかりで、まだまだ売上の底上げには及ばないが、継続させることで定着することができれば商機につながる可能性はあると考えている。(高松市) ●2月は暦上28日まであり、商売人にとっては非常に苦しい月である。寒い日が続き、人も出でこず、イベントも少なく人通りも減少している。外国人観光客も近隣の商店街で買い物をして、当商店街までは人が流れてこない。ただ、12月からフリーWi-Fiを設置した店舗では、今月に入って店頭のステッカーを見て、台湾、香港等から来た外国人や若者の来店も見られた。暖かくなる頃には、もっと利用客が増えそうである。(高松市) ●小売業の2月は、一年の中でも暇な時期とされているが、ここまで状況が悪いと、いつもの月と変わらず「暇さや悪さ」に慣れてくる怖さがある。商店街が運営する「機械自動化の駐車場」の売上げが悪く、今後継続するのかやめるのか選択を迫られている。空き地ができると「駐車場」という図式が出ていて、一種の過当競争にある。(丸亀市)
	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ●職人及び現場管理等技術職の人間が不足している。春休み商戦及び新年度に向け受注が増加している。(ディスプレイ) ●2月は、前年同月より3%増であった。昨年に比較して、大会物は減少した。また、各種国家試験の日程の一部も、昨年、一昨年は、日曜日の看護師の試験をまたいで、翌週に助産師と保健師の試験があり、日曜日の夜の宿泊増が見込めた。しかし、今年の日程は、同一の週の日曜日で試験が終わるため、日曜日の夜の宿泊が期待できない日程であり、減少となった。今年は、やはり、先が見えない状況である。(旅館) ●平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、理美容の規制改革等に関するワーキンググループ検討会において美容施設における教科課程の見直しが以下のとおり行われることになりました。①学科時間数短縮に伴う実習時間への移行、②標準カリキュラムの決定により転校・編入を容易にする、③理美容の免許を保有する者がもう一方の免許取得する特例、④教員資格の認定見直し、⑤監督省庁へは許可制を届出制に改める。(美容)
	運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ●地方の景気回復の遅れ等により、長期的に運賃収入、輸送人員が減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。また、乗務員不足が深刻化している。東讃地区で1社が事業を廃止した。退職した乗務員の補充ができなかったことが原因である。(タクシー) ●平成29年1月分高速道路通行料金利用額の対前年同期比は、1.1%増となり、対前月比では15.7%減となった。また、1月分利用車両数の対前年同月比は、1.7%増となった。(トラック) ●厚労省から12月26日に公表された違法な長時間労働のあった大企業に対し、企業名を公表するとの件で、現在のところ運輸業は適用除外されている。しかしながら、別途、自動車運転者労務改善基準告示で規制を受けている。労働時間を規制するもので、1ヶ月293時間、1日平均13時間以内、最大運転時間1日9時間、休日は、休息時間8時間+24時間の連続した時間等、実際はもっと詳細な内容となっている。業界は、荷主側の都合もあって、手待ち・荷待ち時間が長時間労働の一つの原因となっている。また、大手運送会社のニュース等で言われているように再配達貨物が20%を超えているなど業界内で解決できない素因が多くある。そうした中でも、長時間労働の抑制・休日の確保等が問われており、プレミアムフライデーなどの動き等々、対応が難しい時代を迎えている。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化（対前年同月比）



全国集計によるDI値の推移

(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。

<http://www.chukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

グローバルニッチトップ支援貸付のご案内

貸出条件概要 10年期限一時返済・金利成功払い型

ご融資期間	原則10年
返済方法	期限一時返済
ご融資利率	成功払い(不成功の場合 0.6%、成功の場合 当金庫所定の利率)
利払い方法	1、3、6ヶ月毎のいずれか(前払)
ご融資限度額	5億円
期限前弁済	原則不可
資金用途	出資金、親子ローン、設備資金、研究開発費
海外事業計画	海外事業計画書の作成が必要です。ご提出いただいた海外事業計画書は、商工中金に設置しているグローバルニッチトップ企業認定委員会における認定が必要です。
適用金利条件	適用金利は、事業の成否に応じた「成功判定」に基づく、1年毎の変動金利とします。
決算書のご提出と金利改定について	<ul style="list-style-type: none"> ●成功判定(金利改定)のため、年一回決算書の提出をお願いいたします。 ●海外事業計画の期間中は、決算書に加えて「事業進歩報告書」もご提出いただきます。

なお、詳細につきましては、商工中金
高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫 高松支店
 〒760-0052
 高松市瓦町1-3-8
 TEL.087-821-6145
 FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

●融資制度のご案内●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	創業前および創業後税務申告2期末満の方
資金使途	各貸付制度に定める資金使途
融資限度額	各貸付制度に定める融資限度額
融資期間(据置期間)	各貸付制度に定める融資期間及び据置期間
利 率	「各貸付制度に定める利率-0.2%」。 ただし、次のいずれかに該当する方については、「各貸付制度に定める利率-0.3%」 1 女性または若年者(35歳未満) 2 Uターン等により地方で創業する方

○新事業活動促進資金の概要(国民、中小)

融資対象者	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方など
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
融資期間(据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利 率	基準利率 ただし、一定の要件に該当する方については、利率を低減

○HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画または高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内または20億円のいずれか低い額
融資期間(据置期間)	10年超15年以内(うち3年以内)
利 率	ご融資額 2億7千万円以下 0.20~0.45% 2億7千万円超 0.35~0.60% (H29.3.21現在) (※)資金使途により2億7千万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

香川県中央会 平成29年度事務局機構図

本会は、4月1日付で下記のとおり、人事異動を行いましたのでお知らせいたします。



再雇用 総務企画部

参事 藤井 昇

再雇用 総務企画部

参事 三好 敬眞

再雇用 事業振興部

参事 谷本 憲司

また、下記事務所において「28年度ものづくり支援室」を設置し、平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の手続きを行っております。

〒760-0071

香川県高松市藤塚町3丁目3-15 太洋物産ビル2階

TEL.087-802-3722

FAX.087-802-3723



▲ものづくり支援室外観

Book RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	応仁の乱	吳座勇一	中央公論新社／972円
2	琴電殺人事件	西村京太郎	新潮社／896円
3	騎士団長殺し 第1部 聾れるイデア編 騎士団長殺し 第2部 遷ろうメタファー編	村上春樹	新潮社／各1,944円
4	九十歳。何がめでたい	佐藤愛子	小学館／1,296円
5	か「」く「」し「」ご「」と「	住野よる	新潮社／1,512円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20(高松センタービル8階)

TEL.087-851-1011
FAX.087-851-1014

ご利用時間
9:00~17:00
(土・日・祝日は除く)

